

第 10 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 6 年 11 月 27 日（水）9：30～10：16

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（15名）

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	4 番 高 橋 伸 幸	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	10 番 川 神 昌 暢
11 番 河 上 昭 二	14 番 岩 谷 淳 志	15 番 藤 若 裕 香	16 番 三 浦 寿 紀
17 番 柿 元 信 次	18 番 玉 田 一	19 番 南 谷 勇	

【農地利用最適化推進委員】（15名）

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	4 番 小松原 常 雄
5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義
12 番 高 橋 久美子	13 番 橋 本 安 延	14 番 田 村 邦 麿	15 番 河 崎 健
16 番 野 村 明 治	18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利	

2 欠席委員

【農業委員】大崎健太、岡本健治、青葉 真、稻田勝志

【農地利用最適化推進委員】河西 堅、永見 孔、長野昭三

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、濱野主任主事

【農林振興課】松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1) 開会

(2) 議案 議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について

(利用権設定 1 件、所有権移転 5 件)

議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）

議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件）

議第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（1 件）

5 その他

6 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、3番 大崎委員、5番 岡本委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、以上4名から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、3番 河西委員、8番 永見委員、11番 長野委員、以上3名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第10回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。8番：皆本委員、9番：豊田委員、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくをお願いします。</p> <p>「次第」の1番目「議案」です。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、1件、1筆、202㎡・所有権移転は、5件、15筆、24,206㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和6年11月29日から令和6年12月12日までの14日間」、開始日を「令和6年12月1日以降」とされています。</p> <p>事前質問がありました。申請番号2他の「しまね農業振興公社」の自作地673㎡の実態はと質問があり、「しまね農業振興公社」の自作地は、0で、借入経営面積は「551,435.33㎡」が正当です。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いします。</p>
議 長	議第1号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	「しまね農業振興公社」の案件ですが、その単価の算出根拠について教え

	てください。また、購入された農地が今後どうなるのか教えてください。
野村委員	購入者は、「ドリームアグリ」の予定です。
事務局	近郊の農地の最近の情勢により判断し、単価を設定しているものです。
議 長	それでは、採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手全員です。承認いたします。 続きまして議第2号 農地法第4条の規定による許可申請は、1件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	「9号」について説明します。場所は、三隅町岡見の松原集会所から約200m南西の松原西町内になります。申請は、畑3筆、合計292㎡で、転用目的は、顛末書も提出されていますが、申請者の亡きお父様が、平成6年当時、自宅を建てる際、宅地に隣接する農地3筆にまたがって建てていました。相続をした際、許可を得ていないことが判明しましたものです。資金証明は転用済であることからありません。被害防止対策等につきましては、隣接する農地へ土砂が流出しないよう、コンクリートで舗装し、これらの措置により周辺への被害の恐れはないと思われるが、問題が生じた場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する、と申請されています。 許可の判断は、第2種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。事前質問はありませんでした。以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「9号」につきまして、「8番 皆本委員」をお願いします。
皆本委員	11月11日に委員、事務局で現地確認を行いました。顛末書の提出もあります。問題はないかと思います。よろしくをお願いします。
議 長	その他、皆様方からご質問等がありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全員 ～
議 長	挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>「26号」について説明します。場所は、JR下府駅から約170m北北東の、町内は、下府6-2町内です。申請は、田2筆、計578㎡です。転用目的は、今年5月に申請があったものと同じ譲渡人・譲受人の案件で、貸集合住宅、駐車場、駐輪場、物置等の建築です。資金証明は融資証明が添付されています。また、被害防止対策等につきましては、万全を期し周辺の農地に影響がないようにし、万一被害が生じた場合には、申請人において責任をもって対応にあたる、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問として、譲受人の建設能力について質問があり、必要額に見合う、融資証明が提出されています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「26号」につきまして、「1番 河野委員 または 近重委員」をお願いします。</p>
河野委員	<p>先般、農業委員・事務局で現地を確認しました。先程の説明のとおりでございます。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全員 ～</p>
議長	<p>挙手、全員です。承認いたします。それでは、本日追加で配布をしております議第4号 農地法第3条の規定による許可申請は、1件です。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>これは先月保留とさせていただいた案件ですが、改めて、「上申書」が提出されましたので、審議をお願いします。</p> <p>「20号」について説明します。場所は、弥栄町の交流センターかどたから約350m東北東になります。申請は、田及び畑計10筆、合計面積は12,485㎡で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、宅地建物等と共に空き家バンク登録した物件を所有権移転するものです。周辺の土地も田や畑として使用されており、申請地を田として使用することは問題ない。もし集落営農や</p>

	<p>経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合い解決したい、と申請されています。</p> <p>こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。</p>
議 長	「20号」につきまして、「4番 高橋委員 または 小松原委員」補足説明をお願いします。
高橋委員	譲受人さんも地域の行事に参加され、交流をすることができましたが、「上申書」によりますと、当面、法人の機械等を利用すること、それから、耕作する人数が増えたということです。本人さんの所得・中山間の補助金等について、どこまで理解されているのか、疑問に思うことはあります。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
三浦委員	門田の「地域計画」について、どうなっているのか教えてください。
事務局	「地域計画」については、現在作成中という段階ですので、詳しくは、わからないという状況です。
田村委員	そもそも、議案として提案するということは、委員・事務局である程度、納得して出てくるもの思っていました、その辺りはどうなのでしょう。
事務局	基本的には、添付書類が整い申請されたものにつきまして、委員さんに現地確認をしていただくこととしております。
玉田委員	委員・事務局である程度、納得したものを議案として提出するべきと思います。
事務局	「20号」につきましては、これまでの質問にお答えできないところもありますので、再度、「保留」ということにさせていただければと思います。
議 長	<p>事務局から、「保留」ということがありました。そのように取り扱いと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>委員から「はい」の声</p> <p>それでは、「保留」とさせていただきます。</p>
議 長	その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
佐々木委員	農用地利用集積計画の中で、公社から、法人「Dream Agri」に所有権が変わるということがありましたが、どのような組織なのか、教えてください。

野村委員	今日は詳しい資料を持ち合わせておりませんが、わかる範囲で説明させていただきます。2022年11月に、それまで弥栄にありました3つの法人が合併してできた法人で、組合員数は約70名、経営面積は約46haとなっております。今回の案件は、「西の郷」が耕作していたところですが、組織の高齢化もあり、今後は合併した法人で耕作することとなると考えております。
議長	その他、無いようですので、以上を持ちまして、第10回総会を終了します。

終了 午前10時16分